

日本陶磁芸術学会（JSCA）定款
国際陶芸教育交流学会（ISCAEE）支部

制 定 2006年12月2日
最新改正 2014年5月10日
最終改正 2015年5月17日

国際陶芸教育交流学会は、2005年10月20日開催の発起人会で国際陶芸教育交流学会定款第3条第1項の規定により日本に支部を置くことを承認し、この支部の名称をISCAEE支部 日本陶磁芸術学会とした。同定款第3条第4項の規定に基づき、本会の定款を制定した。

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、国際陶芸教育交流学会支部日本陶磁芸術学会〔(英文名 Japan Society of Ceramic Art (略称:JSCA))〕（以下「本会」という）と称する。

（目 的）

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 陶芸教育及び制作活動を通じ陶芸文化の交流を図ること
- (2) 陶芸及び技法の交流を通じ世界陶芸文化の創出を図ること
- (3) 陶芸教育の構築，向上，普及を図ること
- (4) 世界の陶芸の質，技法の向上を図ること

（支 部）

第3条 本会は、本会規約に準拠した支部組織を設立することができる。

2. 支部は、本会規約に準拠した規約を作成しなければならない。ただし、本会総会の承認を得なければならない。

（事務所）

第4条 本会は、事務所を東京都台東区上野公園12番8号 東京芸術大学美術学部工芸科陶芸講座内に置く。

（事 業）

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国際陶芸教育交流学会年次総会，会報の発行，国際シンポジウム報告書作成への協力をする事
- (2) 研究会（公開セミナー等）を開催すること
- (3) 会誌、会報及び図書を刊行すること

(4) その他の目的を達成するために必要な事業をおこなうこと

第 2 章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員等とする。

2. 正会員は、第3条第1項による各支部会員からなる。
3. 準会員：本会の目的に賛同するもので、陶芸関係の教育機関に在籍する学生並びに若手陶芸家。(若手陶芸家とは、大学卒業後10年以内とする)。
4. 賛助会員は、個人会員、法人会員、団体会員とする。
5. 賛助会員は、本会の目的事業に賛同する個人、法人又は団体で運営委員会によって承認されたもの。
6. 名誉会員：陶芸教育に特別な功勞のあった者で運営委員会によって承認されたもの。ただし、名誉会員は、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。
7. 相談役及び顧問は、運営委員会の推薦により選出し、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって相談役及び顧問となる。
8. これらの会員は、国際陶芸教育交流学会主催の際、交流会及び本会主催の参加資格をもつ。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員の入会金・会費(年額)は、別に定める。

2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
3. 既納の入会金及び年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退 会)

第8条 会員が退会をするときには、退会願を会長に提出しなければならない。

2. 会員は、次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会員が理由なく会費を滞納し、督促後なお1年以上納入しないとき
 - (2) 会員が死亡又は破産・失踪したとき。法人、団体にあつては解散又は破産したとき
 - (3) 除名されたとき

(除 名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があつた会員は、運営委員会及び総会において、3分の2以上の決議により除名することができる。

2. 会員を除名する場合、当該会員にあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員

(役員)

第10条 会長、副会長、運営委員及び監事は、運営委員会で選出し、総会の承認を経て、決定する。

会 長	1名
副会長	若干名
運営委員	15名以内
監 事	2名

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、業務を掌握し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ役員会で定めた順序によりその職務を代行する。
3. 各支部長は副会長を兼ねる。
4. 運営委員は、運営委員会に出席し、会務を審議し運営に当たる。運営委員会が必要と認めた場合、専門委員会を編成することができる。
5. 監事は、この学会の業務状況及び財産状況を監査し、総会においてこれを報告する。

(任期)

第12条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 会 議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、運営委員会及び専門委員会とする。

(組織)

第15条 総会は、正会員をもって組織する。

2. 運営委員会は、運営委員をもって組織する。
3. 監事は、総会及び運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の事業及び運営に関する重要事項を議決する。

2. 運営委員会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3. 専門委員会は、運営委員会承認のもとに、委員長を選任して運営委員会の指示により開催される。

(会議の開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 運営委員会が必要と認めたとき

(2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

3. 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 運営委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

4. 専門委員会は、目的に応じて随時招集される。

(会議の招集)

第18条 総会及び運営委員会は、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時、場所及び会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の30日前までに通知しなければならない。

3. 前項の規定は、運営委員会についても準用するが、招集の通知は1週間目までになされなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ運営委員会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

4. 第17条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の請求があったときは、会長はすみやかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第19条 通常総会及び運営委員会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で定める。

(定足数)

第20条 総会及び運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席しなければ議決することができない。

(議決)

第21条 総会及び運営委員会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれ出席構成員数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決する。

2. 総会及び運営委員会においては、第18条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、総会又は運営委員会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。

2. 前第1項の規定により議決権を行使する構成員は、第20条及び前条第1項の規定の適用については出席者とみなす。

(議事録)

第23条 総会及び運営委員会の会議については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員数並びに運営委員会にあっては、運営委員の氏名（書面議決者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業から生ずる収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は運営委員会の議決による。

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画と収支予算)

第28条 本会の事業計画及び収支予算は、新事業年度開始前に会長が作成し、総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度前に総会が開催できない場合にあっては運営委員会の決議によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始日から75日以内に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第29条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が事業年度終了後遅滞な

くこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を得なければならない。

(収支差額の処分)

第30条 本会の収支決算の差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 規約の変更、解散等

(規約の変更)

第31条 この定款は、正会員現在数の過半数の賛成がなければ、変更することができない。

(解散)

第32条 本会の解散は、運営委員現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の賛成がなければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第33条 本会が解散の際に有する残余財産の処分は、運営委員現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を得なければならない。

第7章 補則

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため事務局を置き、事務局には、事務局長一名のほか、所要の職員を置く。

2. 事務局は、本会の渉外事務、経理事務、会員名簿管理事務及び本会の運営に関する一切の事務を行う。
3. 事務局長は、運営委員会で選出し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

附則

1. この定款は、2006年12月2日より施行する。

附則

1. この定款は、2007年7月28日より改訂し施行する。

附則

1. この定款は、2014年5月10日より改訂し施行する。

附則

1. この定款は、2015年5月17日より施行し、2015年4月1日より適用する。

日本陶磁芸術学会細則

1. JSCA 事務局所在地

〒110-8714

東京都台東区上野公園12-8

東京藝術大学陶芸講座内

2. 事務局は、この学会の事務を処理する。

3. 会費及び入会金

- 1) 年会費（正会員）：16,000円
- 2) 年会費（準会員）： 0円
- 3) 入会金（正会員のみ）：10,000円

4. 国際陶芸教育交流学会の活動

- 1) 国際陶芸教育交流学会総会：正会員
- 2) 役員会：各国役員
- 3) シンポジウム・ワークショップ：正会員，準会員
- 4) 会員陶芸展（任意）：正会員，準会員
- 5) 準会員陶芸展及び準会員公募展（任意）：審査・正会員
- 6) 会員研修旅行（任意）：正会員・準会員
- 7) 国際陶芸教育交流学会友の会員のためのシンポジウム・ワークショップの開催（任意）：企画・運営会員は、運営委員会によって決定される。その企画・運営は役員2名，正会員2名，準会員4名によって運営される。